

令和2年度中国四国農政局発注者綱紀保持委員会 定例会議
議事概要

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 15:15~15:40
2. 場 所 中国四国農政局 局長室
3. 出席者 局長、総務管理官、総務課長、会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長

4. 令和2年度 中国四国農政局発注者綱紀保持委員会定例会議審議事項

(1) 不当な働きかけ等について

令和2年度において、職員の責務(農林水産省発注者綱紀保持規程第3条)、秘密の保持(同規程第6条)及び事業者との応接方法(同規程第7条)に反する報告事案、並びに第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応(同規程第10条)はなかった。

(2) 令和2年度研修等の実施結果について

- ①発注者綱紀保持マニュアル【ポケット版】を6月に配布した。
- ②本局で開催された6回の各種会議等の出席者を対象として研修を実施し、規程やマニュアルに基づき職員、発注担当者及び管理監督者等の責務等について周知を図った。
- ③土地改良技術事務所で実施した実践技術研修及び講習会に参加した職員及び南周防農地整備事業所に出張した際、職員に対して、発注者綱紀保持研修を実施した。(②と③合わせて延べ受講者数243名)
- ④香川用水二期農業水利事業所、南周防農地整備事業所及び那賀川農地防災事業所では、所長あるいは管理監督者等が職員に対し独自の発注者綱紀保持研修を実施し、57名が受講した。
- ⑤総務課監査官が行う本局職員を対象とした研修について、5月中旬(2~3日間)に実施することを検討していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した。

(3) 競争参加有資格者への周知について

別紙「農林水産省における発注者綱紀保持対策について」を掲示板及びホームページに掲載した。

5. 令和3年度発注者綱紀保持対策実施計画

(1) 職員のコンプライアンス意識の醸成

ア. 発注者綱紀保持マニュアルの配布

中国四国農政局の発注事務に携わる職員が遵守すべき事項と職員の責務を記載した「発注者綱紀保持マニュアル」を全職員に配布する。

イ. 発注者綱紀保持対策研修の実施

本局内の職員に対し、新規採用者、新規転入者及び発注担当者を対象として発注者綱紀保持対策に関する関係法令等を説明・解説する。また、県拠点、事業(務)所においても研修を行う。

ウ. 各種会議及び研修等における講義等の実施

① 農政局において別途開催される各種会議に併せ、発注担当者等を対象として発注者綱紀保持に関する関係法令等を説明・解説する。

② 中国四国農政局で実施する計画研修において、発注者綱紀保持対策に関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与等についての講義を実施する。

エ. ウィークポイントの確認(職員の理解度の促進)

過去に実施したチェックシートやeラーニングの設問中、正解率の低い問題を取り上げて解説し、全職員に周知する。

オ. 発注者綱紀保持に関するeラーニング

農林水産省全職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、全職員に対して実施する「発注者綱紀保持に関するeラーニング」に取り組む。

(2) 入札契約関係の情報管理の徹底

積算書及び予定価格積算調書等の入札関係書類は、施錠可能な什器又は書庫に収納の上施錠管理し、電子データはアクセス制限を設定するなど情報管理するよう徹底する。

(3) 事業者等との接触に関するルールの徹底

事業者等との応接ルールの徹底を図るため、各部署のカウンター等、全ての応接対応箇所に発注者綱紀保持規程に定める応接ルールにより対応することの掲示を行うとともに、事業者等に対し、「農林水産省における発注者綱紀保持対策について」の周知を継続する。

〔事業者の皆様へ〕

令和2年4月1日
中国四国農政局

農林水産省における発注者綱紀保持対策について

- 1 農林水産省では、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程を制定しています。
- 2 この規程に基づいて、中国四国農政局では、当局発注事務に関し事業者の皆様に対して応接場所の制限を行うとともに、原則として複数の職員で対応することとし、また、「不当な働きかけ」について公表するなど以下の取組を実施しています。

事業者の皆様におかれましては、中国四国農政局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

発注者綱紀保持規程による主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- ② 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、中国四国農政局発注者綱紀保持委員会に報告し、公表を行います。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前に、設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前に、総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前に、発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前に、入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

なお、農林水産省発注者綱紀保持規程及び中国四国農政局発注者綱紀保持委員会については、当局のホームページ <https://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/index.html> をご覧下さい。